

さいたま市契約公報

第9号

令和元年5月15日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1件）

○汚物処理室機器の購入	2
三次元動作解析装置の購入	2
手術用患者監視モニタリングシステムの購入	2
内視鏡システムの購入	2

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市帳票印刷業務	6
・さいたま市ソフトウェアライセンス更新業務	7
・さいたま市人事・給与システム運用支援業務	7
・さいたま市本庁舎で使用する電気	7
・レーザープリンター用トナーカートリッジ （リコーIPSIO SP6410用）（単価契約）	7
・再生コピー用紙（A4）（単価契約）	7
・広報紙「市報さいたま」の印刷	7
・重金属固定剤（溶融飛灰処理用）（単価契約）	7
生石灰（単価契約）	7
高反応性消石灰（高比表面積）（単価契約）	7
・さいたま市西部環境センターで使用する電気	8
さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気	8
さいたま市大宮南部浄化センターで使用する電気	8
・さいたま市東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務	8
・消防救急デジタル無線移動局装置保守業務	8
・消防救急デジタル無線基地局設備保守業務	8
・教育相談室教育用コンピュータシステム賃貸借（北教育相談室外4室）	8

一般競争入札の告示（13件）

○令和元年度さいたま市グラフ誌版広報誌作成業務	9
○動画・画像等編集用端末機器等賃貸借	11
○令和元年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務	14
○令和元年度さいたま市公共施設マネジメント支援業務	17
○JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用方針案作成業務	21
○アルファ米（きのこ等具材入り）等一式 外1件の購入	24
○災害用ビスケットの購入	27
○非常用排便袋等一式の購入	30

○さいたま市町名地番整理等業務（風渡野南地区）	33
○さいたま市街区表示板設置業務	35
○全身麻酔器の購入	38
生理検査機器の購入	38
眼科機器の購入	38
血圧脈波検査装置の購入	38
インピーダンスオージオメータの購入	38
○就学援助システム機器等貸借	41
○入学準備金・奨学金貸付システムサーバ機器等貸借	44
公募型プロポーザル方式の手続の開始（1件）	
○さいたま市情報化推進業務	47

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第48号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年5月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 汚物処理室機器
- イ 三次元動作解析装置
- ウ 手術用患者監視モニタリングシステム
- エ 内視鏡システム

(2) 納入場所

- ア 1(1)ア、イ及びウの物品 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院
- イ 1(1)エの物品 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

- ア 1(1)ア、イ及びウの物品 令和元年12月27日
- イ 1(1)エの物品 令和元年9月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登録のない者（当該営業種目について登録がない者を含む。）は、さいたま市財政

局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年5月30日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
担当 用度係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

公告の日から令和元年6月6日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月17日(月)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)ア、イ及びウの物品

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1(1)エの物品

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年6月26日(水)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課用度係

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和元年6月28日(金)午前10時00分
- (イ) 1(1)イの物品 令和元年6月28日(金)午前10時15分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和元年6月28日(金)午前10時30分
- (エ) 1(1)エの物品 令和元年6月28日(金)午前10時45分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室1

(4) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月28日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

- a. Equipment for the waste treatment room
- b. 3D motion analysis system
- c. Anesthesia record monitoring equipment
- d. Endoscopy system

- (2) Date and time of tender:

For (1) a, June 28, 2019, 10:00 a.m.

For (1) b, June 28, 2019, 10:15 a.m.

For (1) c, June 28, 2019, 10:30 a.m.

For (1) d, June 28, 2019, 10:45 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital, Health and Welfare Bureau, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4274

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第10号

次のとおり落札者等について公示します。

令和元年5月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①10-1 ②さいたま市帳票印刷業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月6日 ⑤株式会社コタニ浦和営業所 所長 平沢貴夫 さいたま市浦和区仲町2-18-8 ⑥37,882,071円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告（調達）第9号

①10-2 ②さいたま市ソフトウェアライセンス更新業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月6日 ⑤株式会社日立システムズ関東甲信越支社営業本部第一営業部 部長 岡田靖浩 さいたま市大宮区仲町2-75 ⑥26,140,546円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第10号

①10-3 ②さいたま市人事・給与システム運用支援業務 一式 ③さいたま市総務局人事部人事課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月29日 ⑤株式会社日立製作所 北関東支店 支店長 上田充宏 さいたま市大宮区桜木町1-10-16 ⑥33,588,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

①10-4 ②さいたま市本庁舎で使用する電気 3,195,000キロワット時 ③さいたま市財政局財政部庁舎管理課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月6日 ⑤東京電力エナジーパートナー株式会社 代表取締役 川崎敏寛 東京都千代田区内幸町1-1-3 ⑥55,865,292円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告(調達)第7号

①10-5 ②レーザープリンター用トナーカートリッジ(リコーIPSIO SP6410用)(単価契約) 約1,300箱 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月15日 ⑤リコージャパン株式会社販売事業本部埼玉支社公共文教営業部 部長 林祐信 さいたま市北区宮原町2-45-1 ⑥26,244円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告(調達)第23号

①10-6 ②再生コピー用紙(A4)(単価契約) 約54,000箱 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月15日 ⑤トッパン・フォームズ株式会社埼玉営業所 営業所長 倉智巳 さいたま市浦和区高砂1-1-1 ⑥1,446円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告(調達)第24号

①10-7 ②広報紙「市報さいたま」 約6,854,100部 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月15日 ⑤関東図書株式会社 代表取締役 岩渕均 さいたま市南区别所3-1-10 ⑥106,426,726円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま市公告(調達)第25号

①10-8 ②(1)重金属固定剤(溶融飛灰処理用)(単価契約) 約104,000kg (2)生石灰(単価契約) 約900,000kg (3)高反応性消石灰(高比表面積)(単価契約) 約1,380,000kg ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④平成31年3月18日 ⑤(1)日伸化学株式会社 代表取締役 五十嵐典彦 埼玉県久喜市清久町4-1 (2)大宮薬業協同組合 代表理事 天沼政廣 さいたま市北区日進町2-1125-48 (3)浦和薬業協同組合 代表理事 武藤哲夫 さいたま市浦和区北浦和2-2-5 ⑥(1)247.32円(単価) (2)35.64円(単価) (3)38.66円(単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月31日さいたま

市公告（調達）第26号

①10-9 ②(1)さいたま市西部環境センターで使用する電気 1,389,900キロワット時
(2)さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気 780,000キロワット時 (3)さいたま市大宮南部浄化センターで使用する電気 2,355,655キロワット時 ③(1)さいたま市環境局施設部西部環境センター さいたま市西区大字宝来52-1 (2)さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎 さいたま市緑区大字大崎317 (3)さいたま市環境局施設部大宮南部浄化センター さいたま市見沼区大字上山口新田508-1 ④平成31年3月7日 ⑤(1)及び(3)株式会社ホープ 代表取締役 時津孝康 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル (2)株式会社エネット 代表取締役 川越祐司 東京都港区芝公園2-6-3 ⑥(1)29,847,698円 (2)20,835,666円 (3)37,539,384円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告（調達）第16号

①10-10 ②さいたま市東部環境センターリサイクル処理施設運転管理業務 ③さいたま市環境局施設部東部環境センター さいたま市見沼区大字膝子626-1 ④平成31年3月22日 ⑤株式会社ウィズウェイストジャパン 代表取締役 山田耕 さいたま市大宮区大成町2-224-1 ⑥289,575,648円 ⑦総合評価一般競争入札 ⑧平成31年1月21日さいたま市公告（調達）第17号

①10-11 ②消防救急デジタル無線移動局装置保守業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④平成31年3月7日 ⑤富士通株式会社関東支社支社長 恒成和広 さいたま市大宮区桜木町1-11-20 大宮JPビルディング ⑥34,020,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①10-12 ②消防救急デジタル無線基地局設備保守業務 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④平成31年3月7日 ⑤東日本電信電話株式会社埼玉事業部 取締役埼玉事業部長 榊原明 さいたま市浦和区常盤5-8-17 ⑥57,510,000円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

①10-13 ②教育相談室教育用コンピュータシステム賃貸借（北教育相談室外4室） 一式 ③さいたま市教育委員会事務局学校教育部総合教育相談室 さいたま市浦和区上木崎4-4-10 ④平成31年4月12日 ⑤日通商事株式会社埼玉営業センター 所長 石橋泰浩 さいたま市中央区下落合1079-1 ⑥577,260円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成31年2月28日さいたま市公告（調達）第31号

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第43号

令和元年度さいたま市グラフ誌版広報誌作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和元年度さいたま市グラフ誌版広報誌作成業務
- (2) 履行場所
さいたま市役所外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に、業務「製作等」の受注希望業務「パンフレット等」で登載され、かつ、本市内に本社、支社又は営業所などを有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日を起算日として過去2年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
 - ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 山川、近藤、金子 電話 048（829）1039
 - イ さいたま市ホームページからダウンロード
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p064900.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月27日(月)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年5月29日(水)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、令和元年9月までの役務として見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額、令和元年10月以後の役務として見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(いずれも当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、令和元年9月までの役務として見積もった金額の108分の100に相当する金額に、令和元年10月以後の役務として見積もった金額の110分の100に相当する額を加算した金額を入札書に記載し、併せて、金額の内訳書を添付すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月4日(火) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階西会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月4日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第44号

動画・画像等編集用端末機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

動画・画像等編集用端末機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年7月1日から令和5年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」又は「レンタル・リースその他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤町6-4-4 さいたま市市長公室広報課
担当 細谷、近藤、中元 電話 048（829）1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p065071.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月27日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年5月29日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は単価（月額）（税抜）を入札書等に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月4日（火）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル3階西会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月4日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第49号

令和元年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区大字村国229 岩槻文化公園外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和元年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県又は政令指定都市が開催した防災訓練の企画及び運営業務を受託し、完了した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和元年5月27日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 仕様書の返却

入札説明書のとおり

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和元年5月29日(水)に交付するものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年6月5日(水)午前10時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和元年6月5日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
6(2)イに同じ
 - (5) 最低制限価格
設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。
 - (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条4項及び5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第19号

令和元年度さいたま市公共施設マネジメント支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度さいたま市公共施設マネジメント支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月16日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) これまでに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市において、公共施設等総合管理計画若しくは個別施設計画又はこれらに類似する計画の策定支援業務又は改訂支援業務を受託し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064875.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和元年5月24日（金）まで

- (3) 交付費用

無償

4 入札説明書等の質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 質問方法

電子メールによる。

電子メールアドレス shisan-keiei@city.saitama.lg.jp

- (2) 質問期間

告示の日から令和元年5月21日（火）まで

- (3) 回答方法及び回答日

提出された質問を取りまとめ、令和元年5月23日（木）に3(1)のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有する。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和元年5月24日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課
担当 公共施設マネジメント係 電話 048(829)1191

(4) 提出方法

持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

5(3)に同じ

(2) 交付日時

令和元年5月29日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月3日(月)午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月3日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、入札参加者は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課
電話 048(829)1153 FAX 048(829)1974

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課
電話 048(829)1191 FAX 048(829)1985

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部資産経営課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第20号

JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用方針案作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

JCHOさいたま北部医療センター跡地利活用方針案作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月16日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年度以降に、地方公共団体において、民間活力導入を含む市有地利活用方針等作成業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p064896.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月24日（金）まで

- (3) 交付費用
無償

4 入札説明書等の質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

- (1) 質問方法

電子メールによる。

電子メールアドレス shisan-keiei@city.saitama.lg.jp

- (2) 質問期間

告示の日から令和元年5月21日（火）まで

- (3) 回答方法及び回答日

提出された質問を取りまとめ、令和元年5月23日（木）に3(1)のホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有する。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間

告示の日から令和元年5月24日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

担当 資産マネジメント係 電話 048（829）1190

- (4) 提出方法

持参

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

5(3)に同じ

- (2) 交付日時

令和元年5月29日（水）午前9時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月3日（月）午後1時50分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月3日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

8(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、入札参加者は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048(829)1153 FAX 048(829)1974

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部資産経営課

電話 048(829)1190 FAX 048(829)1985

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部資産経営課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第39号

アルファ米（きのこ等具材入り）等一式 外1件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

アルファ米（きのこ等具材入り）等一式 外1件

(2) 納入場所

さいたま市西区西大宮2-13-1 指扇公民館外104箇所

(3) 数量

アルファ米（きのこ等具材入り）等一式 1,638箱

アルファ米（白粥）等一式 333箱

(4) 特質等

入札説明書のとおり

(5) 納入期限

令和元年12月20日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で掲載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月29日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月6日(木)及び令和元年6月7日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048（829）1127 FAX 048（829）1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 議決の要否
否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第40号

災害用ビスケットの購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
災害用ビスケット
- (2) 納入場所
さいたま市西区西大宮3-4-2 西区役所外62箇所
- (3) 数量
1,050箱
- (4) 特質等
入札説明書のとおり
- (5) 納入期限
令和2年2月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「農・林・水産物」内の営業種目「食料品」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月29日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月6日（木）及び令和元年6月7日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第41号

非常用排便袋等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名

非常用排便袋等一式

- (2) 納入場所

ア さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 大宮区役所

イ さいたま市緑区美園4-19-1 美園備蓄倉庫

- (3) 数量

440箱

- (4) 特質等

入札説明書のとおり

- (5) 納入期限

令和元年9月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「日用品」内の営業種目「日用品・雑貨」又は種目「消防・安全・災害対策用品」内の営業種目「災害対策品」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和元年5月29日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和元年6月6日(木)及び令和元年6月7日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
 - (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日(月)午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月17日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第17号

さいたま市町名地番整理等業務（風渡野南地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市町名地番整理等業務（風渡野南地区）
- (2) 履行場所
受託者事務所外
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結日から令和2年3月20日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建設コンサルタント」の業務中分類「開発事業」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）若しくはさいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 前田 電話 048(829)1833
- (2) 交付期間

告示の日から令和元年5月27日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和元年5月30日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月13日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月13日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第18号

さいたま市街区表示板設置業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市街区表示板設置業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区内外

- (3) 業務概要
仕様書のとおり
 - (4) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月20日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）（物品納入等）に種目「広告・装飾」内の営業種目「標示板・標識・門標」で登載されている者又は名簿（業務委託）に業務「保守点検」の受注希望業務「その他の保守点検」で登載されている者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
 - (4) 平成28年4月1日以降に、年間500枚以上の街区表示板を作成及び設置する契約を締結し、確実に履行した実績を有している者であること。
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部
担当 齊藤、前田 電話 048（829）1833
 - (2) 交付期間
告示の日から令和元年5月27日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用
無償
 - (4) 交付方法
CD-ROM
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
 - 3(2)に同じ
- (3) 受付場所
 - 3(1)に同じ
- (4) 提出方法
 - 持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
 - 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
 - 全て郵送とする。
 - (2) 交付日
 - 令和元年5月30日(木)までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
 - 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和元年6月13日(木) 午前11時00分
 - イ 場所
 - さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室
 - (3) 入札保証金
 - 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
 - 令和元年6月13日(木) 入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所
 - 6(2)イに同じ
 - (5) 最低制限価格
 - 設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。
 - (6) 落札者の決定方法
 - さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

電話 048(829)1833 FAX 048(829)1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第42号

全身麻酔器外4件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ア 全身麻酔器

イ 生理検査機器

ウ 眼科機器

エ 血圧脈波検査装置

オ インピーダンスオージオメータ

(2) 納入場所

ア 1(1)アの物品 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院

イ 1(1)イ、ウ、エ及びオの物品 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

ア 1(1)アの物品 令和元年12月27日

イ 1(1)イ、ウ、エ及びオの物品 令和元年9月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付する。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
担当 用度係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月30日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月6日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 1(1)アの物品

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 1(1)イ、ウ、エ及びオの物品

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和元年6月14日(金) 午前10時00分

(イ) 1(1)イの物品 令和元年6月14日(金) 午前10時15分

(ウ) 1(1)ウの物品 令和元年6月14日(金) 午前10時30分

(エ) 1(1)エの物品 令和元年6月14日(金) 午前10時45分

(オ) 1(1)オの物品 令和元年6月14日(金) 午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室1

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月14日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課

電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第46号

就学援助システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

就学援助システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 教育費支援係 電話 048(829)1647

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月27日（月）（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年5月31日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(設置費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月10日(月) 午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月10日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1647 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第47号

入学準備金・奨学金貸付システムサーバ機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

入学準備金・奨学金貸付システムサーバ機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市内 さいたま市データセンター外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で

登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 教育費支援係 電話 048(829)1647

(2) 交付期間

告示の日から令和元年5月27日（月）（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年5月31日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設置費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月10日（月）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月10日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課
電話 048（829）1647 FAX 048（829）1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 議決の要否
否

8 その他

- (1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第38号

さいたま市情報化推進業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和元年5月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
さいたま市情報化推進業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部外
- (3) 業務概要
調達仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和2年3月23日まで

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書を提出しようとする者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」又は「電算」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本告示日から企画提案書提出期限までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去2年の間に、官公庁に対して、情報化推進に関する計画策定業務、計画策定支援業務又は進行管理業務の実績を2件以上有し、かつ、これら全てを誠実に履行している者であること。

3 企画提案書招請説明書等の貸与

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案書招請説明書（以下「説明書」という。）等を貸与する。

(1) 貸与場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市都市戦略本部情報政策部
担当 ICT政策担当　電話　048（829）1048

(2) 貸与期間

本告示日から令和元年6月11日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで。ただし、最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 貸与費用

無償

(4) 貸与方法

CD-ROM

(5) 説明書等の返却

貸与した説明書等は、企画提案書提案会時に返却すること。また、見積辞退及び参加申込兼資格確認申請書を提出しないことが決まった場合は、速やかに返却すること。

(6) 説明書等の取り扱い

貸与した説明書等は、企画提案及び見積りに係る検討以外の目的で使用してはならない。また、様式以外の資料は複製をしてはならない。

4 参加申込兼資格確認申請書の提出

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たしている者は、参加申込及び参加資格確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。また、名簿に登載されている者であっても、企画提案書提出日において確認審査を受けていない者は、企画提案書提案会に参加することはできない。なお、提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)の経験を証する書類　1部

(2) 受付期間

本告示日から令和元年6月11日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年6月13日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 企画提案書提案会参加資格の喪失

企画提案書提案会の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本企画提案書提案会に参加することはできない。

(1) 企画提案書提案会の実施日において2に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 企画提案書の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格有と認められた者は、次の書類を提出することができる。

(1) 提出書類

企画提案書 原本1部 写し8部

(2) 受付期間

令和元年6月14日(金)から令和元年6月20日(木)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、最終日については午前9時から正午までとする。)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

8 企画提案書提案会

企画提案書の提出者は、令和元年7月2日(火)又は7月4日(木)で実施を予定している企画提案書提案会において、提案内容の説明をすることができる。なお、詳細な時間及び場所については、参加者数の確定後に通知する。

9 企画提案書の特定に関する事項

(1) 評価方法

企画提案書及び企画提案書提案会の内容(質疑応答を含む。)について、選定委員会において、選定委員が評価を行う。

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の後、優先交渉権者を選定する。

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部情報政策部
電話 048 (829) 1048 FAX 048 (829) 1985

1.2 その他

- (1) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この企画提案書の招請手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、業者選定の結果不採用となった提案者より明示的な希望があった場合のみ返却する。
- (4) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部情報政策部及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、説明書等による。